

豊川市監査公表第25号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年5月7日

豊川市監査委員

同

同

井田哲

鈴木篤

星川博



豐  
監  
員

【別紙】



## 定例監査の結果に基づく措置通知書

(子ども健康部保健センター)

監査実施期間 令和7年 7月31日から

令和7年10月 3日まで

豊川市監査公表第8号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 休日夜間急病診療所の診療料の収納事務において、出納員及び分任出納員が受診者から現金を受領する場合、会計管理者が保有する釣銭資金を準備しておくよう検討されたい。</p>	<p>(検討事項)</p> <p>1 医療保険の資格確認が、基本的にマイナ保険証によるオンライン照会へ移行したことに伴い、令和8年1月以降は保健センター窓口での現金受領は行わず、休日夜間急病診療所窓口に一本化して現金の受領を行っております。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和8年4月28日現在のものである。

